

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養について、その相互間の連携の強化により一層の充実を図るとともに、その体制の整備等を図るため、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合し、新たに裁判所職員総合研修所を設置するなど所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所の設置規定を削除し、裁判所職員総合研修所の設置規定を置く。
- 二、裁判所速記官補の設置規定を削除する。
- 三、この法律は、平成十六年四月一日から施行する。